

令和3年度 2020 物流 TDM 実行協議会事業に係る運營業務委託  
落札者決定基準

2020 物流 TDM 実行協議会（以下「協議会」という。）事務局が発注する令和3年度 2020 物流 TDM 実行協議会事務局運營業務委託に係る落札者決定基準については次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本委託業務の技術的な審査については、令和3年度 2020物流TDM実行協議会事務局運營業務委託 技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）において実施する。
- (2) 技術審査委員会は、仕様書に記載している体制、機能及び技術等の必要要件を満たしているかの判断、下記2の(2)に基づき付与する点数の判断及び別紙「令和3年度 2020物流TDM実行協議会事業に係る運營業務委託 受託者の決定について」に基づき提出される技術提案書の内容について審査、評価する。

2 落札者決定基準

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の各要件ア及びイに該当する者のうち、技術点と価格点の合計である「総合評価点」が最も高い者とする。

ただし、最高得点者が2社以上あるときは、当該の者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係ない者にくじを引かせ、落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術点の評価で無効となっていないこと。

無効は以下のとおりとする。

(ア) 総得点が「0点」の場合

(イ) 提出が必須とされた資料を未提出の場合

(ウ) 技術点の評価するために提出された資料及び様式の内容に虚偽及び捏造が確認された場合

ウ 技術審査委員会の審議を通じ、受託の水準に達していると判断されていること

(2) 技術点及び価格点の得点配分

300点を満点とする。得点配分は、技術点を200点、価格点を100点とする。

なお、技術点の評価項目及び配点は次のとおりとする。

事業提案書の審査、評価項目及び配点（技術点）に係る点数配分表

○評価項目

評価項目	配点
1 物流 TDM を取り巻く環境への理解度	10
2 本委託業務に対する理解度	30
3 企画内容	
(1)物流 TDM 対策の計画・準備・効果検証	30
(2)事務局機能の運営	20
(3)中小企業等への周知	20
(4)中小企業等への理解・対策促進	30
(5)商店街における試行的取組の支援	20
4 事業実施体制	30
5 政策評価項目	5
6 その他	5
技術点計	200

3 技術点及び入札価格の評価方法

- (1) 技術点の評価は、企画書等及びヒアリングによって行い、その評価基準は「4 評価基準」とする。
- (2) 技術点の評価は、技術審査委員会各委員の採点を合計し、委員数で割ったものとする。算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。
- (3) 価格点は、その入札価格に応じ、点数化する。点数化の方法は、次に示す方法による。

「価格点=満点の価格点－（入札価格／予定基準価格）×満点の価格点」

算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

#### 4 評価基準

技術提案書の評価基準は別紙「落札者決定基準における評価の内容、観点」のとおりとする。

##### (1) 提案内容に係る加点

別紙「落札者決定基準における評価の内容、観点」の(1)から(6)について、次の方法により算出する。

- ・評価は1から5までの5段階とする。
- ・詳細は、以下のとおりとする。

評価		加点
段階	内容	
5	傑出して非常に優れている提案	分類別配点 × 1.0
4	特に優れている提案	分類別配点 × 0.8
3	優れている提案	分類別配点 × 0.6
2	やや優れている提案	分類別配点 × 0.4
1	必要事項の記載のみ	分類別配点 × 0.2

##### (2) 政策的評価項目に係る加点

別紙「令和3年度 2020 物流 TDM 実行協議会事業に係る運営業務委託 技術提案書記載事項」の(5)について、①から⑦のうち該当する項目がある場合は1項目ごとに1点加点する。ただし、上限は5点とする。

令和3年度 2020 物流 TDM 実行協議会事業に係る運營業務委託  
落札者決定基準における評価の内容、観点

## ○ 評価項目

評価項目	評価の内容、観点
1 物流 TDM を取り巻く環境への理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を効率的・合理的に推進するにあたって、東京 2020 大会の概要やこれまでの TDM の実施状況、物流を取り巻く最新の社会経済状況等を十分に理解しているか。</li> </ul>
2 本委託業務に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本委託で実施する業務の目的・概要及び都の現状を十分に理解しているか。</li> <li>・物流 TDM の意義・目的、本大会における重要性を十分に理解しているか。</li> <li>・本業務を理解した上で想定される課題と対応策を示しているか。</li> </ul>
3 企画内容	
物流 TDM 対策の計画・準備・効果検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会準備や気運などの大会を取り巻く環境や最新の社会経済状況を十分に配慮したものを予定しているか。</li> <li>・策定する実施計画について、大会数カ月前、大会直前期、大会中、大会後のレガシーといった、それぞれの時期を踏まえた詳細なものを予定しているか。</li> <li>・対策の実施範囲、中小企業等の地域別業種別取組方法、コンサルティング・周知の方法、商店街モデル事業の試行方法、好事例を認定・周知する方法など、物流 TDM 対策にとって必要な事項をおさえた計画を予定しているか。</li> <li>・物流 TDM 対策の効果検証の方法は適切で、大会後につながるものになっているか。</li> </ul>
事務局機能の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや個別相談に係るシステムの管理・更新方法は適切か。</li> <li>・問合せの対応方法は、想定される問合せに適切に対応するものとなっているか。</li> <li>・協議会としての事務局活動において、手続きは第三者機関等の検査を踏まえた適正なものになっているか。</li> <li>・十分な想定の下、協議会開催とその準備を予定しているか。</li> <li>・物流 TDM 対策の各種取組について、相互が十分連携できるものになっているか。</li> </ul>
中小企業等への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合計 20,000 部程度の周知物の印刷・配布計画は、現実的で、且つ、物流 TDM 対策にとって効果的な時期・方法・範囲となっているか。</li> <li>・周知の時期・方法・範囲を十分に考慮した内容の周知物を想定しているか。</li> <li>・合計 80,000 個程度の既存啓発物の配布計画についても、現実的で、且つ、物流 TDM 対策にとって効果的な時期・方法・範囲となっているか。</li> </ul>
中小企業等への理解・対策促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門コンサルタントによる個別相談の方法は妥当で、対応件数 50 件を確実にこなせるものとなっているか。</li> <li>・専門コンサルタントによる勉強会の方法は妥当で、対応件数 20 件を確実にこなせるものとなっているか。</li> <li>・士業による個別相談は、士業団体等と十分に連携したものとなっており、協力してもらおう士業が現実的に実施できるものとなっているか。</li> <li>・好事例の収集・認定・周知の方法は、確実にこなせるものとなっており、且つ、物流 TDM 対策にとって効果的か。</li> </ul>
商店街における試行的取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街や配送事業者等が主体となって、大会を契機に地区内の物流効率化を進める試行的取組が実現できるよう、効果的な支援方法を予定しているか。</li> <li>・取組への支援において、大会のレガシーとして商店街等が主体的に継続できるような効果的な働きかけを計画しているか。</li> </ul>
4 事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的知識・経験・実績のある責任者、担当者を配置し、本事業を円滑に実施しうる体制が確保されているか。</li> <li>・類似の業務実績があるか。</li> <li>・業務実施工程表は適切なものであるか。</li> </ul>
5 政策的評価項目・その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策的評価項目の記載があるか。</li> </ul>
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、本委託実施にあたっての更なる工夫・有用な提案があるか。</li> </ul>